

輸入品の前払金に関する特約条項

(総則)

第1条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、乙が給付を完了する以前に契約金額の一部を乙に支払うものとする。

2 第1項の規定により甲が乙に支払う金額（以下「前払金」という）は、B／L払（船荷証券及び航空貨物運送状並びに貨物売渡証書により支払する場合をいう。）、又はT／T払（外国製造業者の要求に係る前払金を電信送金により支払する場合をいう。）により支払うものとする。

3 前払金はC & F 価格の範囲とし、別表のとおりとする。

(前払金の請求)

第2条 乙は、前払金の支払を受けようとするときは、第3条に規定する前払金の担保の提供を証する書類及び契約物品について対外支払勘定の決済を行ったことを証する銀行等の証明書その他甲の指示する証拠書類を添付した支払請求書をもって甲に請求するものとする。

(前払金の担保)

第3条 乙は、前払金の支払を受けようとするときは、前払金に対する担保を提供しなければならない。ただし、乙の申請があり、甲がその必要がないと認めたときは、担保の提供を免除することができるものとする。

2 前払金の担保として提供できるものは、予算決算及び会計令第78条に規定する「入札保証金に代わる担保」による。ただし、銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証は連帯保証でなければならない。

3 担保の保証期間は、前払金が支払われる日から第9条に定める当該前払金が精算される日までの期間とする。

(前払金の支払)

第4条 甲は、第2条に規定するところにより、乙から前払金の請求を受けたときは、乙の指定する銀行に銀行振込み又は持参小切手により前払金を乙に支払うものとする。

(前払金額の算定)

第5条 前払金は、乙が契約物品について対外支払勘定の決済を外貨によって行った場合は、当該決済日における被指定銀行の公表する電信売相場による換算額とし、円貨によって行った場合は、当該円貨決済額とする。

2 T／T払を行った後に、更に契約物品の全部又は一部についてB／L払を行なう場合

の前払金額は、当該B／L払に係る既に支払ったT／T払の額を控除した金額とする。

（前払金の目的外使用禁止）

第6条 乙は、前払金を当該契約物品の対外支払勘定の決済以外の目的に使用し又は利用してはならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して前払金を使用し又は利用していると認めたときは、前払金の未精算額の返済を乙に要求することができる。

3 第2項に規定する返納の通知、利息等については、第8条の規定を準用する。

（前払金の調査）

第7条 甲は、前払金の使用等について必要があるときは、乙の事業所等において帳簿等の調査を行うことができる。

（契約金額の変更および解除による前払金の返納）

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合においては、期限を指定して既に支払った前払金のうち、それぞれ当該各号に定める金額の返済を乙に請求するものとする。

(1) 契約変更(契約の一部解除を含む。)により契約金額の減額が行われた場合において、T／T払に係る前払金については、甲が既に支払ったT／T払の金額が、B／L払に係る前払金については、甲が既に支払ったB／L払の前払の金額及び部分払の金額の合計額が、それぞれの契約変更の前払金の限度額を超えることとなったときは、当該それぞれの超過金額とする。

(2) 契約の全部が解除された場合においては、甲が既に支払った前払金の金額

2 第1項の規定による前払金の返済に際しては、乙は、甲が乙に前払金を支払った日の翌日から返納の日までの日数に応じ当該返納金に対し国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を加算して甲に支払わなければならない。

3 乙は、第2項に規定する返納期限までに返納金額を返納しないときは、当該返納金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて得た金額を加算して、甲に返納しなければならない。

（前払金の精算方法）

第9条 前払金の精算は、乙が契約物品を納入したとき、前払金を甲が支払う代価に充当して精算するものとする。

（前払金の担保の返還及び取立）

第10条 甲は、第9条の規定により前払金の精算を完了したとき、第3条に規定する前払

金の担保を乙の請求により返還しなければならない。

- 2 甲は、第8条第2項の規定により乙が返納すべき金額を返納しないときは、乙が納付している担保により前払金相当額等の取立を行うものとする。

別表

T／T払及び B／L払の別	前払金限度額	支 払 時 期	支払回数
T／T払	円	令和 年 月を目途とする。	回
B／L払	円	令和 年 月以降とする。	回以内
合 計	円		回以内